２９公立香第１２６号

平成２９年７月１２日

各 所 属 所 長

殿

各市町等公立学校共済組合事務主管課長

公立学校共済組合香川支部

支部長　工 代　祐 司

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

３歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の

特例の対象期間等について（通知）

３歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬月額が、子を養育することとなった日の前月における標準報酬の月額を下回る場合に、子の養育による報酬の低下が年金額に反映することを防ぐため、厚生年金保険給付及び退職等年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額の特例が設けられています。

この、３歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例（以下「３歳未満養育特例」という。）の取扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いします。

また、本年１１月１日以後に、申出が遅れたことにより「対象期間」とならない月が生じる事例が発生することとなりますので、該当する組合員が存在する可能性がある場合は御注意ください。

なお、３歳未満養育特例の詳細については、福利厚生事務の手引〔平成29年度版〕及び平成２８年２月５日付、２７公立香第２４０号「育児休業等終了時改定及び３歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の特例の取扱いについて」の通知を御参照ください。

記

１　対象期間について

３歳未満養育特例の申出が遅れた場合、「３歳未満養育特例の申出を行った日」（以下「申出日」という。）の属する月の前月までの２年間のみが特例の「対象期間」となります。（地方公務員等共済組合法第７９条第１項、厚生年金保険法第２６条第１項）

※　具体的な事例については、別紙(図例)を御参照ください。

２　申出日について

申出日は、「所属所において申出書を受理した日」として取り扱うこととし、「３歳未満の子を養育する旨の申出書」（以下「申出書」という。）に受付印を押印（又は受付日を記載）してください。

３　様式の変更について

上記２に対応するため、申出書の様式に「所属所受付日欄」を加えたものに変更します。

なお、当分の間、従前の様式を使用しても差し支えありませんが、その場合も受付印を押印（又は受付日を記載）してください。変更後の申出書の様式については、別添を使用してください。

また、公立学校共済組合香川支部ホームページの各種様式ダウンロード「標準報酬関係」の中にも変更後の申出書の様式を掲示することとします。

（担当）

公立学校共済組合香川支部

総務・健康福利グループ　武田

（℡　087-832-3791　直通）